

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒 木 和 彦

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
廃パソコン（ノート型、ハードディスクを除く）ほか 3 件（売払）別紙第 1 「内訳書」のとおり			

(2) 搬出場所

陸上自衛隊島松駐屯地

(3) 搬出期限

代金納付の日から 5 日以内（令和 8 年 1 2 月 4 日（金）までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 8 年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第 2 「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）1 0 時 3 0 分

(2) 場 所

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総額（税抜き）により決定する。

(2) 予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、同額の場合はくじ引きにより決定する。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い又は押印を省略する場合に担当者氏名及び連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を付する。

9 現場説明会等

(1) 現場説明会は実施しない。

(2) 現場視認

ア 現場視認を希望する者は、調整の上、令和8年10月23日（金）17時00分までの間（土日祝日を除く）において視認されたい。

イ 調整先

陸上自衛隊北海道補給処補給部回収課（担当 高田）

電 話 0123-36-8611（内線 5515）

10 その他

(1) 提出書類

ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該写しを入札時まで提出する。（FAX可）

イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札時に提出する。

なお、郵便入札の場合も同様とする。

(2) 入札書の記載要領等

ア 入札書に記載すべき金額は、消費税抜きの金額とする。

イ 落札者は、品目ごとの金額の内訳を入札書の別紙として、落札後速やかに提出する。

(3) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨する。（感染症防止のため。）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第2契約班

- (イ) 送付期限
令和8年10月26日(月)17時00分(必着)
- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「廃パソコン(ノート型、ハードディスクを除く)ほか3件(売払)入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)(※未提出の場合のみ)を郵送用封筒に入れて配達証明できる郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (4) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
令和8年10月30日(金)15時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
令和8年10月30日(金)13時00分(必着)
 - b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (5) 売払物品の引取等
 - ア 売払物品は現状渡しであり、細部仕様は現物優先とする。なお、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
 - イ 売払物品の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。
 - ウ 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
 - エ 売払物件の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (6) 所有権移転の時期
売払物品の引渡が完了したときとする。
- (7) 入札当日において、駐屯地内は調達会計部商議室、入札会場及び厚生センター以外への立入りは認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。
なお、駐屯地への入門は、入札開始時刻の概ね30分前からとし、入札会場には、入札開始時刻の概ね20分前から入室できる。
- (8) 入札に関する問い合わせ先
 - ア 売払物品に関する事項
第9項第2号イのとおり
 - イ 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第2契約班(担当:安達)
電 話 0123-36-8611(内線5886)
FAX 0123-36-8719(直通)

(9) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 島松駐屯地

(イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(10) 公告掲示期間

令和8年9月28日～令和8年10月27日

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単位	数量
1	廃パソコン（ノート型、ハードディスクを除く）	付紙第 1 「品目別内訳書」 のとおり	EA	827
2	廃パソコン（デスクトップ型本体のみ、ハードディスクを除く）	付紙第 2 「品目別内訳書」 のとおり	EA	7
3	廃液晶モニタ	付紙第 3 「品目別内訳書」 のとおり	EA	6
4	付属品一式	付紙第 4 「品目別内訳書」 のとおり	EA	1

品目別内訳書

品名	廃パソコン（ノート型、ハードディスクを除く）			
連番	規 格	単位	数量	備 考
1	東芝 PB55KFB1125AD21	EA	204	
2	NEC PC-VK26MDZDH	EA	63	
3	NEC PC-VKL21EZG6	EA	17	
4	NEC PC-VK25MDZCD	EA	16	
5	東芝 PB550BFBN71A51	EA	15	
6	NEC PC-VK25LXZCN	EA	16	
7	DELL LATITUDE E5530	EA	78	
8	NEC PC-VK23LXZDY	EA	36	
9	レノボ R61e	EA	69	
10	NEC PC-VK27MDZEN	EA	47	
11	NEC PC-VK26MDZDF	EA	138	
12	東芝 PB550BBANR1A51	EA	1	
13	東芝 PB35WFAD422AD81	EA	4	
14	東芝 PB55DFAD422AD81	EA	7	
15	東芝 PB5DNFB1125FD1	EA	2	
16	dynabook A6BJFSF8C912	EA	2	
17	東芝 PSL412BYEM71G	EA	13	
18	東芝 PB55GFB1125AD21	EA	8	
19	dynabook A6BVKWG8661A	EA	1	
20	東芝 A6B5DSF8CN22	EA	2	
21	東芝 PB552GFBPR5A71	EA	2	
22	東芝 PST422FCWZR19	EA	1	
23	東芝 PST422FCWZR12	EA	2	
24	東芝 PB550BGAUR3A51	EA	1	
25	東芝 PB553JGAP25AA71	EA	1	
26	東芝 PB553JFAP25AA71	EA	1	
27	東芝 A6B5DPF8CE22	EA	1	
28	東芝 PB550BFANR1A51	EA	1	
29	東芝 PB654MBA4K7AE71	EA	4	
30	東芝 PB551CFBN75A51	EA	7	
31	パナソニック CF-19SC3BDS	EA	1	
32	パナソニック CF-29JC9AXS	EA	1	
33	パナソニック CF-31JQG43DJ	EA	1	
34	東芝 PB55JVB1125AD21	EA	19	
35	NEC FC-N22A/BX4KZ	EA	8	
36	NEC FC-N22G/B77KZ	EA	4	
37	東芝 PB55DEAD425AD51	EA	1	
38	NEC PC-VKL44EZGG	EA	1	
39	NEC PC-VKL21EZG9	EA	1	
40	NEC PC-VKL21EZG7	EA	8	
41	Apple MacBook Pro	EA	1	
42	hp Revolve810	EA	5	

品目別内訳書

品名	廃パソコン（ノート型、ハードディスクを除く）			
連番	規 格	単位	数量	備 考
43	hp Compaqnx6310	EA	1	
44	hp Probook 4525s	EA	6	
45	富士通 FMVNA 5 NE	EA	2	
46	富士通 FMVA2000A	EA	3	
47	富士通 FMVA1003SZ	EA	1	
48	富士通 FMVA08004	EA	1	
49	富士通 FMVXN4NH2Z	EA	1	
50	DELL PRECISION M4400	EA	1	
	合 計		827	

品目別内訳書

品名	廃パソコン（デスクトップ型本体のみ、ハードディスクを除く）				
連番	規 格		単位	数量	備 考
51	EPSON	Endeavor MR-4100	EA	2	
52	NEC	FC-E21G/S82R6Z	EA	4	
53	Mouse	MPro-T770G	EA	1	
	合 計			7	

品目別内訳書

品名	廃液晶モニタ				
連番	規 格		単位	数量	備 考
54	I・O DATA	LCD-AD198GEW	EA	1	
55	NEC	LCD1990SX	EA	2	
56	NEC	LCD-AS193Mi-W5 (L)	EA	2	
57	I・O DATA	LCD-M4K652XDB	EA	1	
	合 計			6	

品目別内訳書

品名	付属品一式			
連番	規 格	単位	数量	備 考
58		EA	1	廃マウス×515EA 廃電源ケーブル×668EA キーボード×1EA

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の再委託（再委託の届出によるものを除く）については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合